

平成 21 年 5 月 25 日(月)

投資信託の新商品取扱開始について

トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)は、多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、下記のとおり、平成 21 年 6 月 1 日(月)より、投資信託の新商品の取り扱いを開始することといたしましたのでお知らせします。

※ 投資信託の取扱商品は 9 社 37 商品になります。

記

1. 商品の概要

世界の資源国の現地通貨建てのソブリン債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指す、「資源国高金利ソブリンファンド(毎月決算型)」の取扱いを開始します。

2. 取扱商品・委託会社

商品名	委託会社
資源国高金利ソブリンファンド(毎月決算型)	みずほ投信投資顧問(株)

※ 詳細については別紙をご参照下さい。

3. 取扱開始日

平成 21 年 6 月 1 日(月)

4. 取扱店舗

全店(59 カ店)

以上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 山本 TEL 086-221-1019

商 品 概 要

フ ァ ン ド 名	資源国高金利ソブリンファンド(毎月決算型)
商 品 分 類	追加型投信/海外/債券
設 定 日	平成21年6月22日
信 託 期 間	設定日から平成31年6月19日(約10年間)
主 な 投 資 対 象	資源国高金利ソブリンマザーファンド受益証券
運 用 方 針	<p>① 主として、世界の資源国の現地通貨建てのソブリン債(国債・政府機関債のほか州政府債・国際機関債などを含みます。以下同じ。)を主要投資対象とする資源国高金利ソブリンマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>なお、資源国とは、その国で産出された主要な鉱物資源やエネルギー資源が、その国の経済または世界経済に影響を与えると委託会社が判断する日本以外の国とします。</p> <p>② 運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。</p> <p>a. 主として、世界の資源国の現地通貨建てのソブリン債に投資を行い、利子等収入の確保と値上り益の追求を目指します。</p> <p>b. 投資対象国は、原則として本国通貨建ての長期債務格付けでBBB格相当以上の格付けを付与されている資源国のうち、相対的に金利水準の高い国とします。</p> <p>c. 実際の投資国の選定にあたっては、通貨が異なることを基本とし、信用力、金利水準に加え、通貨価値やファンダメンタルズおよびソブリン債の市場規模・流動性等を考慮のうえ、原則として相対的に金利水準が高い10カ国を選定し、概ね均等に投資します。なお、各国の信用状況やソブリン債の市場規模・流動性等によっては、投資国が10カ国未満となる場合があります。また、投資国の入替えを行う際に、投資国が一時的に10カ国を超える場合があります。</p> <p>d. 投資するソブリン債については、投資国の現地通貨建てであることを基本とします。ただし、一部、現地通貨以外の通貨で元利金の支払いが行われるものなどに投資する場合があります。</p> <p>e. 公社債の組入比率は、高位を維持することを基本とします。</p> <p>f. マザーファンドにおける有価証券等の運用の指図に関する権限を、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。</p> <p>③ マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。</p> <p>④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>⑤ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。</p>
主 な 投 資 制 限	<p>① 株式への投資は、転換社債等の転換等により取得したものに限り、その実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p>
決 算	<p>原則として毎月19日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。</p> <p>(注)第1期決算日:平成21年7月21日</p>
収 益 分 配	[第3期(決算日:平成21年9月24日)]以降の毎計算期末に、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託者が決定します。
信 託 報 酬	信託財産の純資産総額に対して年率1.6275%(税抜 年率1.55%)
信 託 金 上 限	5,000億円(当初信託金上限:500億円)
申 込 期 間	(当初申込期間)平成21年6月1日～平成21年6月19日 信託設定日以降の毎営業日(ただし、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日はお申込みできません。)
申 込 単 位	10,000円以上1円単位
申 込 価 格	(当初申込期間)1口当たり1円 (継続申込期間)取得申込日の翌営業日の基準価額
申 込 手 数 料	3.15%
解 約 請 求	原則として、毎営業日(ただし、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日、およびニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日はお申込みできません。)
解 約 単 位	1口単位
解 約 価 額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
信 託 財 産 留 保 額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
解 約 代 金 の 支 払 日	原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から

投資信託ご購入にあたっての注意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券・REITなどの価格が、金利の変動、為替相場の変動、その発行者に係る信用状況の変化などで変動し、基準価額(外国籍投資信託の場合は1口あたり純資産価格)が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。

なお、外貨建て投資信託については上記に加え、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことがあります。

【投資信託取引に係る諸費用】

投資信託のご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。(当社で販売中の追加型投資信託の上限を表示しています。)

* 申込手数料(申込口数、金額等に応じ、基準価額に対して、最大 3.150%(税込))

* 信託報酬(純資産総額に対して、最大年率 2.0075%(税込))
(ただし、運用成果に応じてご負担いただく実績報酬は除きます。)

* 信託財産留保額(換金時の基準価額に対して最大 0.500%)

* その他の費用(信託事務処理費用、売買委託手数料、借入金・立替金利息、監査費用など)
その他費用の金額および全体の合計額は、保有期間に応じて異なりますのであらかじめお示しすることが出来ません。

実際の費用の種類・額および計算方法はファンドにより異なります。また、その保有期間・運用状況等により換金時および期中の手数料等が変動するファンドもございます。その詳細は各ファンドの「投資信託説明書(目論見書)」および「目論見書補完書面」でご確認ください。

【その他の重要事項】

* 投資信託については、元本の保証はありません。

* 投資信託は預金・金融債・保険契約ではありません。

* 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

* 当社が取り扱う投資信託は投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。

*当社は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社(外国籍投資信託の場合には管理会社)が行います。

*投資信託の運用による利益および損失は投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

*一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものもあります。

*投資信託をご購入の際は「投資信託説明書(目論見書)」および「目論見書補完書面」を十分にお読みください。

「投資信託説明書(目論見書)」および「目論見書補完書面」はトマト銀行の本支店の窓口にて用意しております。

※ ご不明な点がございましたら、当社窓口までお問い合わせください。

【商号等】

株式会社 トマト銀行

〒700-0811 岡山市北区番町 2-3-4

登録金融機関 中国財務局長 (登金) 第 11 号

加入協会 日本証券業協会